アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア
アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド
550	20	3,350	21	9,000	1,700,000	2.5	22	2.0	20	16,000
550	20	3,350	21	9,000	1,700,000	2.5	22	2.0	20	16,000
50	5	300	2	1,000	200,000	0.5	2	0.5	5	1,450

トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア	ガーナ
トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ	ガーナ・セディ
105	2.5	4	160,000	900	2,600	23,000	120	320	92	49
105	2.5	4	160,000	900	2,600	23,000	120	320	92	49
10	0.5	1	15,000	100	200	2,000	10	29	8	4

ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル
ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン
4,000	4,000	55,000	700	4,000	12,200	99	1,100	3,500	86	4,000
4,000	4,000	55,000	700	4,000	12,200	99	1,100	3,500	86	4,000
1,000	1,000	5,000	50	1,000	1,100	9	100	300	8	1,000

タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国
タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド
14,000	19	2,500	102	4,000	4,000	75	24,000	5,900	4,000	100
14,000	19	2,500	102	4,000	4,000	75	24,000	5,900	4,000	100
1,000	2	250	9	1,000	1,000	5	2,000	500	1,000	10

南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
3,460	270	250	390	65	30	6,400
3,460	270	250	390	65	30	6,400
320	20	50	40	5	3	600

附　則

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。